

○新潟市総合福祉会館条例施行規則

平成10年12月24日

規則第67号

改正 平成17年7月1日規則第169号

平成19年3月30日規則第82号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市総合福祉会館条例(平成10年新潟市条例第43号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条及び第3条 削除

(平17規則169)

(利用の許可申請等)

第4条 条例第4条第1項の規定により、会議室、大集会室、多目的ホール、視聴覚室、作業室、調理実習室、技能習得室及びプレイルーム(以下「会議室等」という。)、障がい者福祉センター並びに老人福祉センター(以下「センター等」という。)の利用の許可を受けようとするものは、別記様式第1号による利用許可申請書を指定管理者へ提出しなければならない。

2 前項に規定する利用許可申請書は、次に掲げる日から指定管理者に提出することができる。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合はこの限りではない。

(1) 条例第3条に規定する利用者 利用を開始する日の3月前の日

(2) 条例第9条ただし書に規定する利用者 利用を開始する日の1月前の日

3 条例第4条第2項の規定により、センター等の利用の変更の許可を受けようとするもの又は条例第6条の規定により、センター等の利用の取消しの申出をしようとするものは、別記様式第2号による利用変更許可申請書兼利用取消申出書を指定管理者に提出しなければならない。

(平17規則169・平19規則82・一部改正)

(利用の許可の基準)

第5条 センター等の利用の許可は、その利用許可申請書が受理された順序によってするものとする。この場合において、2以上の利用許可申請書が同時に提出されたときは、協議又は抽選によるものとする。

(利用許可書等の交付)

第6条 指定管理者は、センター等の利用を許可する場合は、別記様式第3号による利用許

可書を交付するものとする。

- 2 指定管理者は、センター等の利用の変更を許可する場合は、別記様式第4号による利用変更許可書を交付するものとする。

(平17規則169・一部改正)

(利用許可書等の提示)

第7条 センター等の利用の許可(変更の許可を含む。)を受けたもの(以下「利用者」という。)は、センター等を利用しようとする場合は、その利用許可書(変更の許可を受けたものにあつては利用変更許可書)を新潟市総合福祉会館(以下「会館」という。)の職員に提示しなければならない。

(平17規則169・一部改正)

(利用手続の特例)

第8条 第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設は、当該各号に掲げるものを提示することにより、利用の許可申請に替えることができる。この場合においては、指定管理者は、第6条第1項の規定にかかわらず、口頭により利用の許可をすることができる。

- (1) 機能訓練用プール及び機能回復訓練室 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付発児第156号厚生事務次官通知)に規定する療育手帳(以下「療育手帳」という。)及び利用者が60歳以上であることがわかるもの
- (2) 障がい者浴室及び障がい者娯楽室 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳
- (3) 高齢者娯楽室 利用者が60歳以上であることがわかるもの

(平17規則169・平19規則82・一部改正)

(届出)

第9条 利用者及び会館の入場者は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに指定管理者にその旨を届け出なければならない。

- (1) センター等の利用を終了した場合
- (2) 会館の施設又は設備を損傷した場合
- (3) 会館において災害その他事故が発生した場合

(平17規則169・一部改正)

(原状回復)

第10条 利用者は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに原状に回復しなければならない。

- (1) センター等の利用を終了した場合
- (2) センター等の利用の許可を取り消された場合
- (3) センター等からの退去を命ぜられた場合

(設備の使用料の額)

第11条 条例別表備考7に規定する実費等を勘案して市長が別に定める附属設備に係る使用料の額は、別表に掲げるとおりとする。

(使用料の納付期日決定の申請等)

第12条 条例第10条ただし書の規定により別に使用料の納付期日の決定を受けようとするものは、別記様式第5号による使用料納付期日決定申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により使用料納付期日決定申請書が提出された場合において、特別な理由があると認めるときは、別記様式第6号による使用料納付期日決定通知書により申請者に通知するものとする。

(平17規則169・一部改正)

(使用料の還付)

第13条 条例第11条第2項ただし書の規定による使用料の還付は、次の表に定めるところにより行うものとする。

還付する場合		還付する額
1	利用者がその責めに帰すことのできない理由によって会議室等を利用できなかった場合	使用料の額に相当する額
2	利用者がその会議室等の利用の日の7日前までに利用の取消しの申出をした場合	
3	市長が特別な理由があると認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第11条第2項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするものは、別記様式第7号による使用料還付申請書を速やかに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により使用料還付申請書が提出された場合において、使用料の還付を決定したときは、別記様式第8号による使用料還付決定通知書により申請者に通知する

ものとする。

(冷暖房の使用日)

第14条 条例別表備考5に規定する冷暖房機を使用する日(以下この条において「使用日」という。)は、おおむね6月15日から9月30日まで及び11月15日から4月10日までとする。ただし、指定管理者は季候により臨時に使用日を変更することができる。

(平17規則169・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第14条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式第8号の2による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第17条第1項及び第3項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類
- (4) 納税を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(平17規則169・追加)

(徴収委託)

第15条 市長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、私人に会議室等の使用料の徴収の事務を委託すること(以下「徴収委託」という。)ができる。

(平17規則169・一部改正)

(徴収事務委託証)

第16条 市長は、前条の規定により徴収委託をした者(以下「受託者」という。)に別記様式第9号による新潟市総合福祉会館使用料徴収事務委託証(以下「委託証」という。)を交付するものとする。

(徴収委託の告示及び公表)

第17条 市長は、第15条の規定により徴収委託をした場合は、その旨を新潟市公告式条例(昭和25年新潟市条例第37号)第2条第2項に定める掲示場に掲示して告示し、かつ、市公報への登載その他の方法により公表しなければならない。

(受託者の使用料の徴収)

第18条 受託者は、徴収委託を受けた使用料を徴収した場合は、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。

(徴収した使用料の払込み)

第19条 受託者は、徴収した使用料を徴収した日の翌日(その日が日曜日、土曜日、休日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日又は12月31日に当たるときは、これらの日の翌日)までに会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

(平19規則82・一部改正)

(徴収委託の解除)

第20条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、徴収委託を解除するものとする。

- (1) 受託者が不正な行為をした場合
- (2) 受託者が市長又は会計管理者の指示に従わなかった場合
- (3) 受託者から徴収委託の解除の申出があった場合
- (4) その他市長が徴収委託をすることが不適當であると認めた場合

2 前項の規定により徴収委託を解除された者は、直ちに市長に委託証を返納しなければならない。

3 第17条の規定は、第1項の規定により徴収委託を解除した場合に準用する。

(平19規則82・一部改正)

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、会館の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例附則ただし書に規定する施行の日から施行する。

(施行の日＝平成10年12月24日)

附 則(平成17年規則第169号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第82号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第11条関係)

設備使用料表

(単位 円)

設備名	単位	利用区分	使用の額
多目的 拡声装置	1式	1回	2,500

ホール	イス並べ機	1台	1回	5,600
	電気受口(1KWにつき)	1個	1回	200
多目的	拡声装置	1式	1回	1,200
ホール	ビデオプロジェクター	1式	1回	800
以外	展示用パネル	1台	1回	30
	電気受口(1KWにつき)	1個	1回	200

#### 備考

- 1 上表中「1回」とは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後9時までをいう。
- 2 次の(1)から(3)までに掲げる利用時間に係る使用料は、それぞれ(1)から(3)までに掲げる額とする。
  - (1) 午前9時から午後5時まで 1回の額の2倍の額
  - (2) 午後1時から午後9時まで 1回の額の2倍の額
  - (3) 午前9時から午後9時まで 1回の額の3倍の額
- 3 利用時間が上表及び備考2に規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。
- 4 備考1に規定する利用時間以外の時間に利用する場合(備考2に規定する場合を除く。)における使用料は、1時間につき上表の1回の欄に掲げる額を4で除して得た額とする。この場合において、その利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 5 使用料に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

申請番号第 号										
新潟市総合福祉会館利用許可申請書										
								年 月 日		
(あて先)新潟市総合福祉会館指定管理者										
申請者 団体名 氏 名(代表者) 住 所 電 話										
下記のとおり利用したいので申請します。										
利用目的 (内 容)										
利用年月日		年 月 日 ( )			利用予定人員			人		
利 用 室 名	区 分	9:00 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 18:00	18:00 ~ 21:00	その他	使 用 料		
	視聴覚室							円		
	多目的ホール	全 面							円	
		半 面							円	
	作業室							円		
	調理実習室							円		
	技能習得室							円		
	ブレイルーム							円		
	会議室 ( )							円		
	大集会室( )							円		
設 備								円		
(備考)								合計	円	

注1 太線の枠内のみ記入してください。  
 2 利用時間帯に○を記入してください。  
 3 ( )内に利用する室号を記入してください。

上記のとおり許可してよろしいでしょうか。

決 裁		処	起 案 : 年 月 日
		理	決 裁 :
			許 可 :
			許可番号 :

申請番号第 号						
新潟市総合福祉会館利用 変更許可申請書 取消申出書						
年 月 日						
(あて先)新潟市総合福祉会館指定管理者 申請者 団体名 氏名(代表者) 住 所 電 話						
下記のとおり 変更したいので申請します。 取り消したいので申し出ます。						
許可年月日・番号	年 月 日・許可番号第 号 の変更・取消					
変更・取消の理由						
項 目	変 更 前					
	変 更 後					
利 用 年 月 日	年 月 日					
利 用 時 間	時 ~ 時					
利 用 予 定 人 員	人					
利 用 予 定 室						
利 用 設 備 等						
注 太線の枠内だけ記入してください。						
上記のとおり許可・受理してよろしいでしょうか。						
決  裁	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">処  理</td> <td style="padding: 5px;">起 案 : 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">決 裁 :</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">許 可 :</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">許可番号 :</td> </tr> </table>	処  理	起 案 : 年 月 日	決 裁 :	許 可 :	許可番号 :
処  理	起 案 : 年 月 日					
決 裁 :						
許 可 :						
許可番号 :						



申請番号第 号									
新潟市総合福祉会館利用許可書									
年 月 日									
申請者 団体名 氏名(代表者) 様 住所 電話 下記のとおり利用を許可します。									
新潟市総合福祉会館指定管理者 印									
利用目的 (内容)									
利用年月日	年	月	日( )	利用予定人員				人	
利用 室 名	区 分	9:00 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 18:00	18:00 ~ 21:00	その他		
	視聴覚室								
	多目的ホール	全 面							
		半 面							
	作業室								
	調理実習室								
	技能習得室								
	プレイルーム								
	会議室 ( )								
	大集会室( )								
設備									
(備考)									
許可条件：  注意事項：利用当日この許可書を職員に提示して、必要な連絡確認を受けてください。 ：利用時間には準備や後片付けに要する時間も含まれます。									

申請番号第 号													
<p>新潟市総合福祉会館利用変更許可書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>団体名 氏名(代表者) 様 住所 電話</p> <p>下記のとおり利用の変更を許可します。</p> <p style="text-align: right;">新潟市総合福祉会館指定管理者 印</p>													
許可年月日・番号	年 月 日・許可番号第 号 の変更												
変更の理由													
項目	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">変 更 前</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">変 更 後</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">利用年月日</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">利用時間</td> <td style="padding: 5px;">時 ~ 時</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">利用予定人員</td> <td style="padding: 5px;">人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">利用予定室</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">利用設備等</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	変 更 前	変 更 後	利用年月日	年 月 日	利用時間	時 ~ 時	利用予定人員	人	利用予定室		利用設備等	
変 更 前	変 更 後												
利用年月日	年 月 日												
利用時間	時 ~ 時												
利用予定人員	人												
利用予定室													
利用設備等													
<p>許可条件：</p> <p style="margin-top: 20px;">注意事項：利用当日この許可書を職員に提示して、必要な連絡確認を受けてください。</p> <p style="margin-left: 40px;">：利用時間には準備や後片付けに要する時間も含まれます。</p>													

新潟市総合福祉会館使用料納付期日決定申請書	
年 月 日	
(あて先)新潟市総合福祉会館指定管理者	
申請者 団体名 氏名 住所 電話	
下記のとおり使用料の納付期日の決定を受けたいので申請します。	
利 用 日	年 月 日
使 用 料 の 額	円
希 望 納 付 日	年 月 日
利 用 施 設 名	
納付期日の決定を必要とする理由	

注 太線の枠内だけ記入してください。

決 裁		処 理	起 案 :	年 月 日
			決 裁 :	年 月 日
			通 知 :	年 月 日
			通知番号 :	第 号
			納付期日 :	年 月 日

----- き ----- り ----- と ----- り ----- 線 -----

別記様式第6号(第12条関係)

新潟市総合福祉会館使用料納付期日決定通知書

第 号  
年 月 日

様

新潟市総合福祉会館指定管理者 印

年 月 日付けで申請のあった使用料の納付期日について、下記のとおり決定したので通知します。

利 用 日	年 月 日
納 付 期 日	年 月 日
納 付 金 額	円

別記様式第7号(第13条関係)

<p>新潟市総合福祉会館使用料還付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)新潟市長</p> <p style="text-align: right;">申請者 団体名 氏 名 印 住 所 電 話</p> <p>下記のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。</p>					
利 用 日	年 月 日				
利用許可日	年 月 日	利用許可番号	新 第 号		
納入年月日	年 月 日	納入済額	円	還 付 額	円
利用を取り消した理由					
利用を取り消した施設・設備の名称					

注 太線の枠内だけ記入してください。

上記のとおり使用料を還付してよろしいでしょうか。

決 裁	課 長	補 佐	係 長	係	処 理	起 案 :	年 月 日
						決 裁 :	年 月 日
						通知番号 :	第 号
						通 知 :	年 月 日
						納付番号 :	第 号
還付の理由						納付済額 :	円
						還 付 額 :	円

別記様式第8号(第13条関係)

<p>新潟市総合福祉会館使用料還付決定通知書</p>					
<p>団体名 氏名 住所 電話</p>					
<p>様</p>					
利 用 日	年 月 日				
利用許可日	年 月 日	利用許可番号	新 第 号		
納入年月日	年 月 日	納入済額	円	還付額	円
利用を取り消した理由					
利用を取り消した施設・設備の名称					
<p>上記のとおり使用料の還付を決定したので通知します。</p> <p>通知番号 第 号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">新潟市長 印</p>					

別記様式第8号の2(第14条の2関係)

新潟市総合福祉会館指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先)新潟市長

所在地

申請者 名称及び代表者の氏名

電話番号

新潟市総合福祉会館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記様式第9号(第16条関係)

第 号

新潟市総合福祉会館使用料徴収事務委託証

氏名又は名称

上記の者に新潟市総合福祉会館の使用料の徴収事務を委託したことを証明する。

有効期限 年 月 日まで

年 月 日

新潟市長

印



別記様式第1号(第4条関係)

(平17規則169・一部改正)

別記様式第2号(第4条関係)

(平17規則169・一部改正)

別記様式第3号(第6条関係)

(平17規則169・一部改正)

別記様式第4号(第6条関係)

(平17規則169・一部改正)

別記様式第5号(第12条関係)

(平17規則169・一部改正)

別記様式第6号(第12条関係)

(平17規則169・一部改正)

別記様式第7号(第13条関係)

(平17規則169・一部改正)

別記様式第8号(第13条関係)

(平17規則169・一部改正)

別記様式第8号の2(第14条の2関係)

(平17規則169・追加)

別記様式第9号(第16条関係)